

三重県環境審議会の委員を公募します

1 趣 旨

三重県では、県の環境の保全に関する基本的事項等を調査審議するため、三重県環境審議会条例（平成6年条例第33号）に基づき、三重県環境審議会を設置しています。

本審議会では、より開かれた県政の推進を図るため、広く県民の参加を得るべく委員の一部を公募しています。

つきましては、平成26年10月の委員改選に伴い、以下のとおり委員を公募します。

2 募集人数

3名以内

3 委員の仕事

審議会に出席し、自らの環境保全に関する知識や経験に基づき、本県の環境施策に関する基本的事項について意見を述べ、審議に参加していただきます。

4 応募資格

三重県内に居住または通勤・通学されている満18歳以上の方。

ただし、高等学校等に在学中の方、国・地方公共団体の議員及び常勤の公務員の方は応募できません。

5 審議会日程

年に1～3回（予定：通例、平日に津市内での開催となります。）

なお、審議会に出席いただいた際には、県の規定により報酬及び旅費を支給します。

6 委員の任期

委嘱の日から2年間

7 応募の方法

(1) 応募書類

①応募書 規定様式 ※略歴の記載には、環境に関する職や活動、学習等の経歴を記載してください。

②下記題目による2000字以内の作文（様式自由）

題目 項目1 環境審議会委員に応募する動機

項目2 三重の環境保全について考えること

テーマは自由：（例）地球温暖化対策について、ごみの減量を進めるために、環境汚染の防止に向けて等

※上記2項目について記述してください。

(2) 応募方法

上記書類①・②を応募先に郵送又は持参してください。

(3) 留意事項

必要に応じて、面接を実施します。（場所：三重県庁）

作文については、ワープロ、手書きを問いません。用紙も自由とします。

また、選考の結果は本人にお知らせしますが、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

なお、応募に関する通信費、交通費等の経費は自己負担となります。

8 応募の締切

平成26年9月18日（木）午後5時15分必着

9 委員の選定方法及び結果の通知

三重県環境審議会公募委員選考会議により選定し、選考の結果は本人に書面によりお知らせします。

10 応募先及び問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課 企画班 担当：地主

TEL 059-224-2314 FAX 059-224-3069

（受付時間）午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

- 「三重の環境」ホームページもご参照ください
（応募書のファイルも添付されています。）

ホームページアドレス

<http://www.eco.pref.mie.jp/>